

平成 26 年 3 月 5 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

3月5日（2日目）

- 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（総合体育館外部改修工事））
- 日程第2 議案第1号 平成25年度南知多町水道事業会計資本剰余金の処分について
- 日程第3 議案第2号 知多南部広域環境組合規約の変更について
- 日程第4 議案第3号 財産の取得について（土地の取得）
- 日程第5 議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第5号 南知多町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 南知多町災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 南知多町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）
- 日程第15 議案第14号 平成25年度南知多町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第15号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第16号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第17号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第18号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第19号 平成26年度南知多町一般会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計予算

- 日程第22 議案第21号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第23 議案第22号 平成26年度南知多町介護保険特別会計予算  
 日程第24 議案第23号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算  
 日程第25 議案第24号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算  
 日程第26 議案第25号 平成26年度南知多町水道事業会計予算  
 日程第27 請願第1号 新聞の軽減税率に関する請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	石黒正重	2番	福田千恵子
3番	高原典之	4番	清水英勝
5番	藤井満久	6番	山下節子
7番	吉原一治	8番	鳥居恵子
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	鳥居敏正
総務部長	渡辺三郎	総務課長	大岩良三
検査財政課長	鈴木正則	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	鈴木喜雅	企画部長	齋藤恵吾
企画課長	林昭利	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	平山康雄	建設課長	吉村仁志
産業振興課長	北川眞木夫	水道課長	石堂和重
厚生部長	早川哲司	住民課長	宮地廣二
福祉課長	河合高	環境課長	田中章介

保健介護課長	石 堂 登久則	教 育 長	大 森 宏 隆
学校教育課長	内 田 静 治	社会教育課長	石 川 芳 直
学 校 給 食 センター所長	齋 藤 徳 光	会 計 管 理 者	山 下 栄
出 納 室 長	柴 田 幸 員		

## 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 味 英 季	主	査	保 母 公 次
--------	---------	---	---	---------

[ 開議 9時30分 ]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

本日は、しとしとと春雨ということになりましたけれども、野山にとっては大変恵みの雨だと思います。

昨日に引き続き、3月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

---

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（総合体育館外部改修工事））

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（総合体育館外部改修工事））の件を議題といたします。

報告を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

報告第1号 専決処分の報告について御報告申し上げます。

2枚目の専決第1号 工事請負契約の変更についてをごらんください。

平成25年5月31日付議案第36号により議決されました総合体育館外部改修工事の請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る平成26年1月21日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

変更事項でございますが、契約金額の変更前4,903万5,000円を変更後5,167万9,950円とするものでございます。これにつきましては、工事請負費を264万4,950円増額するものでございます。

1枚はねていただきまして、変更理由書をごらんください。

主な変更内容でございますが、1としまして、防水改修、ウレタン塗膜防水箇所の増でございます。2としまして、外壁改修、浮き、ひび割れ欠損補修箇所の増でございます。3としまして、屋根補修、亀裂、浮き補修箇所の増でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって報告を終わります。

---

日程第2 議案第1号 平成25年度南知多町水道事業会計資本剰余金の処分について

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、議案第1号 平成25年度南知多町水道事業会計資本剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、議案第1号 平成25年度南知多町水道事業会計資本剰余金の処分について御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の提案の理由は、水道事業会計資本剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第3項の規定により、資本剰余金の処分に当たり議会の議決が必要であるからでございます。

2の提案の内容は、平成25年度水道事業会計において、国・県・町補助金をもって取得した資産（取得に要した価格からその取得のために充てた補助金の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の撤去により発生する損失について、補助金等を源泉とする資本剰余金2億8,268万5,182円を充てるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第2号 知多南部広域環境組合規約の変更について

#### ○議長（榎戸陵友君）

日程第3、議案第2号 知多南部広域環境組合規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

#### ○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第2号 知多南部広域環境組合規約の変更につきまして御説明いたします。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 提案の理由は、広域ごみ処理施設の建設予定地が半田市から武豊町に変更となったことに伴い、知多南部広域環境組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合から協議を求められたので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める必要があるからであります。

2. 提案の内容は、(1)組合事務所所在地、「半田市乙川末広町50番地」を「知多郡武豊町字長尾山2番地」に改めるもので、第4条関係であります。(2)半田市の議員定数「4人」を「3人」に改めるもので、第5条第1号関係でございます。(3)武豊町の議員定数「3人」を「4人」に改めるもので、第5条第5号関係でございます。

次のページに新旧対照表を添付してございますので、御確認いただきたいと思います。

3. 施行期日は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第5条改正規定は平成26年5月20日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第3号 財産の取得について(土地の取得)

##### ○議長(榎戸陵友君)

日程第4、議案第3号 財産の取得について(土地の取得)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

##### ○総務部長(渡辺三郎君)

それでは、議案第3号 財産の取得について御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の提案の理由でございます。南知多町大字内海字柴井1番3ほか28筆の土地、元県立内海高等学校の用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2の財産の概要でございます。土地は、南知多町大字内海字柴井1番3ほか28筆です。数量は2万2,651.36平米です。取得の目的は、防災施設等用地でございます。契約金額は9,357万3,391円です。契約の相手方は愛知県でございます。

なお、次のページには土地取得予定箇所を表示した図面を、その次のページには、対象不動産地積測量図をつけてございますが、後ほどごらんいただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

##### ○議長(榎戸陵友君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第3号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第5、議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

**○総務部長（渡辺三郎君）**

議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由でございます。農業共済事業のより一層の合理的で効率的な運営を目的として、平成26年4月1日に設立される愛知県農業共済組合に職員を派遣させることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、職員を派遣できる団体に愛知県農業共済組合を追加するもので、第2条第3号関係でございます。

3の施行期日は、平成26年4月1日であります。

次のページに新旧対照表がつけてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

**○議長（榎戸陵友君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第6 議案第5号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第6、議案第5号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

**○総務部長（渡辺三郎君）**

議案第5号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由でございます。南知多町空き家等の適正な管理に関する条例の施行に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、空き家等対策審議会委員に支給する報酬を追加するもので、別表第1関係でございます。

施行の期日は、平成26年4月1日であります。

次のページに新旧対照表がつけてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（榎戸陵友君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第7 議案第6号 南知多町災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第7、議案第6号 南知多町災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

**○総務部長（渡辺三郎君）**

それでは、議案第6号 南知多町災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法及び大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、手当を支給する対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び大規模災害からの復興に関する法律の規定による派遣職員を追加するもので、第1条関係でございます。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

次のページに新旧対照表をつけてございますので、後ほどごらんいただきたいと思いますと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（榎戸陵友君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第8 議案第7号 南知多町税条例の一部を改正する条例について**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第8、議案第7号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

**○総務部長（渡辺三郎君）**

それでは、議案第7号 南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が同年6月12日に公布されたこと及び前納報奨金を廃止することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容でございます。(1)第1条改正でございます。ア、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、地方税法の改正に伴う引用条項の改正をするもので、第32条附則第19条関係でございます。イ、個人の町民税及び固定資産税の納期前の納付は、前納報奨金を廃止するもので、第41条第64条関係であります。

(2)第2条の改正は、ア、年金所得者に対する納税の便宜を図るとともに町の税務業務の効率化を図るため、個人町民税における特別徴収制度の見直しに関するもので、a現行制度では、納税義務者が町外に転出した場合、公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収に切りかえていましたが、特別徴収を継続できることとするもので、第45条の2関係でございます。b年間の特別徴収税額を平準化させるため、仮特別徴収税額、4月、6月、8月の年金支給月に徴収する額を前年度分の本徴収税額の2分の1とするもので、第45条の5関係でございます。イ、平成28年1月1日以後、金融所得課税について、損益通算の範囲が拡大され、公社債等に対する課税制度が改定されたことによる規定の整備に関するもので、a上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子等が対象とされたことによる規定を追加するもので、附則第16条の3関係であります。b株式等に係る譲渡所得等の分離課税が上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税を別々の制度とされたことにより新設するもので、附則第19条の2関係であります。c条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債等の利子等が対象とされたことによる規定を追加するもので、附則第20条の2関係であります。

3の施行期日等につきましては、(1)といたしまして、施行期日は平成29年1月1日から施行となります。ただし、第1条中、第41条第2項及び同条第3項及び第64条第2項及び同条第3項を削る規定は、平成27年4月1日から施行し、同条中、第32条第5項及び附則第19条第1項の改正規定、並びに第2条中、附則第21条第2項及び第21条の2の改正規定は、平成28年1月1日から施行し、第2条中、第45条の2第1項及び第45条の5第1項の改正規定は、平成28年10月1日から施行となります。

(2)の経過措置といたしましては、ア、平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債について、支払いを受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例となります。イ、改正後の南知多町税条例第45条の2及び第45条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2

第1項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例となります。ウ、新条例附則第6条第6の2、第7の4、第16の3及び第19条から20条の2までの規定中、個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税に適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例となります。

次のページからは新旧対照表となっております。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

**○議長（榎戸陵友君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第9 議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第9、議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、渡辺君。

**○総務部長（渡辺三郎君）**

それでは、議案第8号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が同年6月12日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容でございます。平成28年1月1日以後、金融所得課税について、損益通算の範囲が拡大され、公社債等に対する課税制度が改正されたことによる規定の整備に関するもので、(1)世帯主または世帯員が上場株式等に係る配当所得等を有する場合、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子等が対象とされることによる規定の追加をするもので、附則第5項、第8項関係であります。(2)世帯主または世帯員が上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税を別々の制度とされたことによる新設で、附則第9項関係であります。

3の施行期日等につきましては、平成29年1月1日から施行となります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例となります。

次のページからは新旧対照表となっております。後ほどごらんいただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

#### ○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号の件については、総務建設委員会に付託

することに決定しました。

---

日程第10 議案第9号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第10、議案第9号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第9号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由は、普通町営住宅の一部について、老朽化した町営住宅を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容でございます。普通町営住宅から中狭間住宅及び永峯住宅を廃止するもので、別表関係でございます。

3の施行期日は、平成26年4月1日であります。

次のページに新旧対照表を添付してございます。後ほどごらんをいただければと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第11 議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第11、議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、議案第10号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由でございます。観光客のための公衆便所の廃止及び追加に当たり、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)廃止する観光施設としまして吹越公衆便所、(2)追加する観光施設としまして浦磯公園公衆便所でございます。別表1関係でございます。

3. 施行期日は、公布の日からでございます。

次のページに新旧対照表を添付してございますので、後ほどごらんをいただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第12 議案第11号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第12、議案第11号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第11号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由は、南知多町水道事業における離島部以外と離島部の加入分担金の格差を是正するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、離島部の加入分担金を離島部以外の加入分担金と同一料金に改正いたします。第5条第3項関係であります。

3の施行期日は、平成26年4月1日であります。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第13 議案第12号 南知多町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第13、議案第12号 南知多町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

議案第12号 南知多町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1の改正の理由でございますが、社会教育法の一部改正が平成26年4月1日から施行されることにより、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございますが、社会教育委員の委嘱基準を新たに規定するものでございます。

3の施行期日でございますが、平成26年4月1日でございます。

1枚はねていただき、新旧対照表をごらんください。

左側の新に第2条として委嘱の基準を新たに規定し、旧の条の番号を第2条から1条ずつ繰り下げるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会

に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第14 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）**

**○議長（榎戸陵友君）**

日程第14、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（篠島渡船ターミナル）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

**○建設経済部長（平山康雄君）**

議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

1. 提案の理由でございます。平成26年4月1日に供用開始される篠島渡船ターミナルの管理について、南知多町篠島渡船ターミナルの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第42号）第18条の規定により指定管理者制度を導入するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の指定の内容は、南知多町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第17号）第5条第1項第2号の規定に基づき、指定管理者には渡船施設の管理の業務等に相当な知識、経験等を有している名鉄海上観光船株式会社を指定するものでございます。

(1)管理を行わせる公の施設は、篠島渡船ターミナルでございます。(2)指定管理者となる団体は、南知多町大字師崎字明神山8番地に住所を有する名鉄海上観光船株式会社、代表取締役、岡本一志様でございます。(3)指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（榎戸陵友君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第15 議案第14号 平成25年度南知多町一般会計補正予算(第4号)

##### ○議長(榎戸陵友君)

日程第15、議案第14号 平成25年度南知多町一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、鳥居君。

##### ○副町長(鳥居敏正君)

それでは、議案第14号 平成25年度南知多町一般会計補正予算(第4号)につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入歳出予算の補正、第1条におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,848万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,253万円とするものでございます。

第2条におきましては、予算の執行に当たり、翌年度に繰り越して使用することができる経費といたしまして繰越明許費をお願いするものでございます。

また、第3条におきましては、地方債の追加及び変更をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容につきまして、まず歳出から説明させていただきます。18ページ、19ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

2款の総務費、1項総務管理費、7目基金費につきましては、1億1,256万1,000円の

増額補正でございます。平成24年度決算の剰余金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に3款民生費、1項社会福祉費、4目の国民健康保険費でございます。右のページになります。28節の繰出金におきまして644万1,000円の減額をお願いするものでございます。国民健康保険特別会計繰出金を減額するものでございます。

次に6目の介護保険費でございます。28節の繰出金におきまして63万円の増額補正をお願いするものでございます。介護保険特別会計繰出金を増額するものでございます。

7目の障害者福祉費でございます。13節委託料におきまして54万6,000円を増額するものでございます。障害者総合支援法の改正に伴います障害福祉サービスシステムの修正業務委託料を追加するものでございます。20節の扶助費におきましては1,186万8,000円の増額をお願いするものでございます。障害者福祉サービス利用の増加によりまして、予算の不足が見込まれます介護給付費を増額するものでございます。

2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費でございます。20節の扶助費におきまして2,200万円の減額をするものでございます。支給対象児童数の減少に伴いまして、児童手当を減額するものでございます。

次に20、21ページをお願いします。

まず2目の児童運営費でございます。13節委託料におきまして123万9,000円の増額をお願いするものでございます。児童数の増加によりまして、篠島保育園の児童運営費委託料を増額するものでございます。

次に、4款の衛生費、1項の保健衛生費、2目の予防費におきましては28万9,000円の増額でございます。平成24年度がん検診推進事業国庫補助金の確定による精算といたしまして、国庫支出金返還金を追加するものでございます。

5目の知多南部衛生組合費におきましては239万9,000円の減額でございます。し尿処理施設の工事請負費の精算などによりまして、分担金を減額するものでございます。

2項の清掃費、3目の知多南部広域環境組合費は245万1,000円の減額でございます。知多南部広域環境組合における繰越金の増額によりまして、分担金を減額をするものでございます。

次に22、23ページをお願いいたします。

6款の農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では450万円の減額をお願いするものでございます。補助対象者の減少によりまして、青年就農給付金を減額するもので

ございます。

3項水産業費、2目の水産業振興費におきましては138万1,000円の減額でございます。漁業近代化資金利子補給費補助金につきまして、利子補給費の確定に伴いまして減額するものでございます。

8款の土木費、2項の道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。13節委託料におきまして4,437万円、15節の工事請負費におきまして1,500万円、それぞれ増額をお願いするものでございます。国の第1次補正によります好循環実現のための経済対策関連事業といたしまして、平成26年度に予定しておりました橋りょう長寿命化対策事業及び道路ストック総点検事業を前倒ししまして予算計上したものでございます。

次に9款の消防費、1項消防費、4目の災害対策費でございます。次のページをお願いします。13節の委託料は360万円、また18節の備品購入費におきましては420万円をそれぞれ増額するものでございます。国の第1次補正による好循環実現のための経済対策関連事業といたしまして、これも平成26年度に予定しておりました地震津波等災害危険度判定調査委託料及び防災備蓄倉庫購入費をそれぞれ前倒ししまして予算計上したものでございます。

次に、10款の教育費、3項の中学校費、1目学校管理費でございます。13節委託料におきましては138万9,000円、また15節の工事請負費におきましては8,196万2,000円、それぞれ増額するものでございます。これも国の第1次補正による好循環実現のための経済対策関連事業といたしまして、平成26年度に予定しておりました内海中学校屋内運動場天井材落下防止等改修事業を前倒ししまして予算計上したものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明を申し上げます。ちょっと戻りまして、12ページ、13ページをごらんいただきたいと思っております。

2の歳入でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金につきましては1,083万7,000円の減額でございます。国民健康保険保険基盤安定負担金、保育所児童運営費及び児童手当支給費を減額し、障害者総合支援給付費を増額するものでございます。

次に2項の国庫補助金、1目の民生費国庫補助金につきましては27万3,000円の増額でございます。障害者総合支援事業費を増額するものでございます。

4目消防費国庫補助金につきましては330万円の増額補正でございます。地震津波等

災害危険度判定調査業務費及び防災備蓄倉庫購入費の国の補助金でございます。

5目の教育費国庫補助金は、1,104万9,000円の増額でございます。内海中学校屋内運動場防災機能強化事業費でございます。

次に14款県支出金、1項県負担金、1目の民生費県負担金につきましては361万3,000円の減額でございます。国民健康保険保険基盤安定負担金、保育所児童運営費及び児童手当支給費を減額しまして、障害者総合支援給付費を増額するものでございます。

次に14、15ページをお願いします。

2項の県補助金、5目の農林水産業費県補助金につきましては450万円の減額でございます。青年就農給付金でございます。

6目の土木費県補助金は2,667万5,000円の増額でございます。橋りょう長寿命化対策事業及び道路ストック総点検事業の県補助金でございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目の利子及び配当金につきましては10万3,000円の増額でございます。財政調整基金の利子分でございます。

次に17款繰入金、1項の基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては7,104万2,000円の減額でございます。今回の補正の歳入歳出の財源調整分でございます。

2項特別会計繰入金、4目の漁業集落排水事業特別会計繰入金につきましては370万8,000円の補正でございます。平成24年度一般会計繰出金の精算に伴います漁業集落排水事業特別会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金におきましては1億7,491万5,000円の増額でございます。平成24年度の決算剰余金を計上したものでございます。

19款諸収入、4項雑入、3目雑入におきましては2,785万1,000円の増額でございます。これにつきましては、平成24年度愛知県後期高齢者医療広域連合の療養給付費等負担金の確定による精算金でございます。

次に20款の町債、1項町債、2目土木債でございます。810万円の増額でございます。橋りょう長寿命化対策事業に伴いまして、町債の借入れを行うものでございます。

3目の消防債は、防災施設整備の事業費の増額による町債の増額でございます。

4目の教育債は7,040万円の増額でございます。内海中学校屋内運動場防災機能強化事業に伴いまして、町債の借入れを行うものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費でございます。

年度内に事業が終了しないため、橋りょう長寿命化対策事業、道路ストック総点検事業、防災・減災施設整備事業及び内海中学校屋内運動場防災機能強化事業の4事業につきまして、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置の一覧表でございます。

また、5ページには第3表、地方債補正でございます。

先ほど歳入の20款の町債で説明させていただきました各事業の地方債の追加及び変更でございます。

26ページをお願いします。

一般会計の地方債に関する調書です。

表の一番下段の右端になりますが、25年度末現在高見込額につきましては、記載のとおり59億3,697万2,000円でございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第16 議案第15号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

#### ○議長（榎戸陵友君）

日程第16、議案第15号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2

号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

#### ○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第15号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,713万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ29億6,317万9,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明させていただきます。8ページ、9ページをごらんください。

上段の2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は2,198万6,000円の増額補正でございます。これは、昨年10月診療分以降におきまして医療費が増加傾向にございまして、国民健康保険の一般被保険者療養給付費の不足が予測されるためでございます。

次の2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は1,161万円の増額補正でございます。これは、先ほどの一般被保険者療養給付費と同様に、昨年10月診療分以降において医療費が増加傾向にございまして、一般被保険者高額療養費の不足が予測されるためでございます。

次に9款基金積立金、1項基金積立金、1目国民健康保険事業安定化基金積立金は4,000円の増額補正でございます。これは、基金積立金の利子収入を国民健康保険事業安定化基金へ積み立てるものであります。

次に10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金は4,353万9,000円の増額補正であります。これは、平成24年度の国民健康保険療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の額の確定に伴う超過交付分を国庫へ返還するものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページ、7ページをごらんください。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は4,000円の増額補正であります。これは、国民健康保険事業安定化基金利子収入の確定に伴いまして増額となったものでございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は644万1,000円の減額補正であります。これは、保険基盤安定負担金等の額の確定に伴い減額となったものであります。

次の2項基金繰入金、1目国民健康保険事業安定化基金繰入金は6,920万円の減額補正であります。これは、財源調整のため減額するものであります。

次に9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は1億5,277万6,000円の増額補正であります。これは前年度の繰越金で、歳出補正予算の財源とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第17 議案第16号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第17、議案第16号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、早川君。

○厚生部長（早川哲司君）

それでは、議案第16号 平成25年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,584万9,000円とするものでありま

す。

歳入から説明させていただきますので、6ページ、7ページをごらんください。

下段の3. 歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は126万円の増額補正であります。これは、消費税導入に係る介護保険システムの改修事業委託料をお願いするものでございます。

次に歳入を説明いたします。同じページの上段をごらんください。

2. 歳入、2款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業費補助金は63万円の増額補正であります。これは、歳出予算の介護保険システムの改修事業委託料126万円の2分の1が国から補助されるものであります。

次に6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他繰入金は、63万円の増額であります。これは歳出予算の介護保険システムの改修事業委託料の2分の1を町で負担するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第18 議案第17号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第18、議案第17号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

それでは、議案第17号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億70万円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、6ページ、7ページをお開き願います。

歳出から説明をいたします。

中段の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、28節の繰出金は370万8,000円の増額補正であります。平成24年度決算により、一般会計繰入額を精算するものであります。

次に4款1項基金積立金、1目漁業集落排水事業基金積立金、25節の積立金は299万2,000円の増額補正であります。平成24年度決算による繰越額を基金に積み立てるものであります。

次に、歳入につきまして、上段でございます。

5款繰越金、1項1目1節繰越金は670万円の増額補正であります。平成24年度決算による繰越金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、総務建設委員会に付託

することに決定しました。

---

日程第19 議案第18号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第19、議案第18号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、平山君。

○建設経済部長（平山康雄君）

議案第18号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,358万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,698万3,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明いたします。6ページ、7ページをごらんください。

歳出、中段の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、23節償還金、利子及び割引料125万3,000円の増額補正であります。これは、消費税及び地方消費税の中間納付をするための補正をするものであります。

下段の3款基金積立金、1項基金積立金、1目師崎港駐車場事業基金積立金、25節積立金は4,233万円の増額補正であります。師崎港駐車場事業の円滑かつ効率的な管理運営を図るため、前年度からの繰越金を基金として積み立てるため補正するものであります。

次に、歳入の説明をいたします。上段をごらんください。

3款繰越金、1項1目1節の繰越金は4,358万3,000円の増額補正でございます。前年度からの繰越金を補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第18号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。休憩は10時55分までといたします。

[ 休憩 10時37分 ]

[ 再開 10時53分 ]

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

---

日程第20 議案第19号 平成26年度南知多町一般会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第20、議案第19号 平成26年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第19号 平成26年度南知多町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は70億9,500万円で、平成25年度と比較いたしますと3億9,000万円、5.8%の増となっております。

本年度予算の概要につきましては、さきに配付させていただきました平成26年度予算の概要に記述してございますので、ここでは主な歳入予算及び性質別の歳出予算を中心に申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明申し上げます。

1 款 1 項町民税のうち個人分につきましては、依然として給与所得の伸びは期待できませんが、均等割では緊急防災減災事業に要します財源確保のため、復興増税分500円が新たに加算されたことによりまして、対前年度比2,241万6,000円増の7億9,057万7,000円を計上いたしております。また、法人分につきましては、対前年度比824万3,000円減の9,235万5,000円を見込んでいます。町民税の総額では、前年度比1.6%増の8億8,293万2,000円を計上いたしております。

固定資産税のうち土地の現年度課税分につきましては、引き続き土地の下落や土砂災害警戒区域の評価額の減額を見込んでおりまして、土地の現年度課税分は対前年度比1,182万5,000円減の3億4,328万8,000円を見込んでいます。家屋の現年度課税分は、対前年度比877万8,000円増の6億3,064万6,000円を見込んでいます。また、償却資産の現年度課税分は、対前年度比92万円減の1億4,344万4,000円を見込んでいます。固定資産税の総額では、前年度より622万1,000円減の12億512万を予算計上いたしております。

そのほか軽自動車税5,429万9,000円、町たばこ税1億5,377万6,000円、入湯税1,928万6,000円、都市計画税は滞納繰越分5万3,000円を予算計上いたしております。

2 款地方譲与税の地方揮発油譲与税2,480万円、自動車重量譲与税5,780万円及び7 款自動車取得税交付金2,010万円、これらの税は、町道の延長、面積によりまして交付されるものでありますが、このうち自動車取得税交付金につきましては、税率の引き下げとエコカー減税の拡充によりまして大幅な減収を見込んでおります。

6 款地方消費税交付金は、消費税率が5%から8%へ引き上げされますが、地方消費税も消費税換算1%が1.7%に引き上げられることから、前年度比5,190万円増の2億6,870万円を見込んでいます。

8 款地方特例交付金につきましては、住宅取得控除を住民税から控除することにより、その減収分を国が補填する減収補填特例交付金490万円を計上いたしております。

9 款地方交付税につきましては、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであります。国の地方財政対策において、平成25年度の地方財政計画と同水準を確保するとされている中で、本町の普通交付税は平成25年度の決算見込み額より、昨年度減額されました給与費の臨時特例分の復活などを見込み、前年度比3,000万円増の18億3,000万円を予算計上しています。また、特別交付税につきましては1億4,560万円を予算計上しました。

13 款及び14 款の国及び県支出金につきましては、合計額で10億4,697万9,000円を予算

計上し、前年度に比較いたしまして2億9,211万の増額となっています。増額となりました主な事業は、新規の事業といたしまして、消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々などへ臨時的な給付措置であります臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業及び子育て支援減税手当支給事業、社会保障・税番号制度導入に向けましたシステム等改修事業費、漁港施設の機能強化対策のための漁港建設事業費、県知事選挙費でございます。また、既存の事業では、障害福祉サービスであります障害者総合支援給付費、人・農地プランに位置づけられました中心経営体等に対する農業用機械等の導入支援のための経営体育成事業費が上げられます。

また、減額となりました主な事業は、平成24年度に終了いたしました事業としまして参議院議員選挙費、漁業センサス調査費でございます。

17款繰入金は、前年度より9,546万9,000円増の4億9,913万9,000円を予算計上しています。財源不足を補うために、財政調整基金から前年度より9,540万7,000円増の4億9,680万1,000円の繰り入れを予定いたしております。

また、平成25年度末の財源調整に充てる基金残高見込額は財政調整基金15億8,115万6,000円で、24年度末の財政調整基金15億6,092万8,000円と比較いたしますと、2,022万8,000円増額する見込みであります。

20款町債につきましては、前年度より7,520万円の減、4億4,020万円でございますが、漁業整備事業債、消防施設整備事業債及び尾州廻船主内田家、これは佐平二家でございますが、保存整備事業債などの普通建設事業の財源といたしまして6,720万円、そのほか地方交付税の振りかわり措置として臨時財政対策債3億7,300万円の借り入れを予定いたしております。

なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額が今後、地方交付税に算入されることとなっております。

そのほか主な収入といたしまして、11款分担金及び負担金7,704万9,000円、12款使用料及び手数料6,249万6,000円、15款財産収入735万6,000円、16款寄附金190万1,000円、18款繰越金5,000万円及び19款諸収入2億2,181万3,000円をそれぞれ予算計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

それでは、平成26年度予算の概要でございます。この17ページ、18ページに掲載しています一般会計性質別歳出予算前年度対比表に基づきまして御説明申し上げます。

まず1の人件費につきましては、前年度に比較いたしまして一般職5人増の見込みなどによりまして1,589万円、1.0%増の15億5,865万円を予算計上しています。

2の物件費につきましては、総額12億4,908万7,000円をございまして、前年度に比較いたしまして1億5,919万6,000円、14.6%の増額となっております。増額の主なものは賃金をございまして、賃金では障害のある園児、児童及び生徒の受け入れとその支援のための加配保育士、学習生活支援員を増員しています。需用費におきましては、デジタル防災行政無線の戸別受信機の購入、委託料では社会保障・税番号制度導入に向けたシステム等改修業務、本格運行によりますコミュニティーバス「海っ子バス」運行委託業務などがございます。

次に3の扶助費をございます。総額8億498万8,000円で、前年度に比較いたしまして4,529万6,000円、6.0%の増額となりました。

増額の主なものは、障害者総合支援法によります福祉サービス利用による介護給付費であります。

4の補助費等につきましては、総額16億9,594万1,000円で、前年度に比較いたしまして1億818万5,000円、6.8%の増額となりました。

増額の主なものは、消費税率の引き上げに対応しました所得の低い方々などへの臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金及び子育て支援減税手当をございます。

また、一部事務組合等の負担金としましては、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金が2億5,449万9,000円、知多南部衛生組合分担金が5億1,691万3,000円、知多南部広域環境組合分担金が668万9,000円、知多南部消防組合分担金が3億4,799万7,000円をそれぞれ予算計上いたしております。

5の維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費といたしまして6,844万3,000円を計上したものでございます。

6の公債費につきましては、一時借入金の利子83万4,000円を含めまして4億8,123万1,000円で、前年度に比較し1,096万8,000円、2.3%の増額となっております。なお、平成26年度末の町債の残高見込み額は59億7,245万7,000円をございます。

7の投資的事業費は総額6億7,402万2,000円、前年度に比較いたしまして5,632万1,000円、9.1%の増額となっております。

終了いたしました主な事業は、総合体育館外部等改修事業、日間賀小学校屋内運動場屋上防水等改修事業、日間賀保育所園舎屋根等改修事業及び豊浜小学校給食用昇降機改

修事業でございます。

また、今年度実施いたします主な事業としましては、篠島小学校旧東山校舎屋内運動小等解体事業5,091万円、篠島展望台解体・周辺整備事業2,266万4,000円、町民会館体育館解体事業2,294万4,000円などがございます。

今後とも財政状況等を踏まえ、緊急度などを検討しまして、各種事業の推進に取り組んでいくこととしています。

9の貸付金につきましては、勤労者住宅資金預託金が500万円、小規模企業等振興資金預託金が1,600万円を計上いたしております。これらの預託金につきましては、年度末に全額が貸付金元利収入としまして歳入となるものでございます。

10の積立金につきましては、各基金の利子分327万4,000円を基金へ積み立てをするための予算でございまして、歳入予算額と同額を計上いたしております。

11の繰出金につきましては、師崎港駐車場事業特別会計を除く4特別会計に総額5億755万6,000円を繰り出すもので、前年度に比較いたしまして1,476万4,000円、2.8%の減額となっています。繰出先は、国民健康保険特別会計へ1億6,106万7,000円、後期高齢者医療特別会計へ6,867万円、介護保険特別会計へ2億4,859万1,000円及び漁業集落排水事業特別会計へ2,922万8,000円を、それぞれ一般会計からの繰出金として予算計上いたしております。

平成26年度執行の選挙費といたしましては、平成27年1月22日任期満了の町長選挙費、平成27年2月14日任期満了の県知事選挙費及び平成27年4月29日の任期満了になります県議会議員選挙費を予算計上いたしております。

以上で一般会計予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（榎戸陵友君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（挙手する者あり）

6番、山下君。

**○6番（山下節子君）**

予算書及び予算説明書です。

109ページです。3款民生費、社会福祉協議会の補助金、25年度より340万増額の要因は何ですか。

109ページ、民生委員児童委員協議会補助金、増額の要因は何ですか。

109ページ、在宅福祉事業費、増額の要因は何ですか。

111ページ、老人保護措置費、減額の要因は何ですか。

117ページ、不妊治療費助成金は何名ですか。また、不妊治療費助成金と、不育とあわせて取り組めませんか。今、不妊以外に、第1子を産んだ後、第2子を望んでも流産とか死産を繰り返す人がいます。高額な治療費がかかっているのに、不妊とあわせて治療費の助成金を取り組めないかということなのです。

125ページ、子ども・子育て会議委員の選任はどのようにしますか。また、事業計画はどのような内容ですか。

127ページ、児童発達支援臨床心理士、どこで何回ほど対応しますか。この予算でできますか。

129ページ、児童遊園等整備事業費は、どこの児童遊園ですか。

141ページ、1歳6か月健診、3か月から4か月健診、受診をしない子供に虐待が多いことが指摘されています。また、親の引きこもりなどもあります。当町としてはどのように対処しますか。

137ページ、環境保全対策事業費にPM2.5の対策は含まれていますか。

143ページ、知多南部衛生組合分担金、減額の要因は何ですか。

10款の教育費のほうに入ります。

191ページ、スクールソーシャルワーカー賃金が増額されていますが、増員するのですか。

193ページ、地域に学び・語り継ぐキャリアの教育推進事業はどのような事業ですか。

197ページ、学校図書館図書管理委託料、増額されていますが、その要因と、また委託料、管理費の時給は幾らですか。

197ページ、学校警備委託料、増額されていますが、その要因は何ですか。

199ページ、図書購入費、どのようなジャンルを主に購入しますか。

199ページ、要保護及準要保護児童就学援助費、これは生活保護基準の引き下げの影響はどのくらいありますか。

205ページ、図書購入費、どのようなジャンルを主に購入しますか。

205ページ、要保護及準要保護児童就学支援費について、生活保護基準の引き下げの影響はどのくらいありますか。

197ページ、スクールバス運転委託料が100万減になっています。その要因は何ですか。

215ページ、民俗資料整理保存事業費、当町の大切な民俗資料の整理保存がこれだけの予算でできますか。増額はされていますが、これだけの予算でできますか。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、河合君。

○福祉課長（河合 高君）

それでは、山下議員さんの御質問で、福祉課関係につきまして答弁をさせていただきます。

予算書109ページ、19款負担金、補助及び交付金のうち、社会福祉協議会補助金340万円増額の要因はでございますが、南知多町社会福祉協議会事務局長が平成26年度より社会福祉協議会内より昇格となるための予定、事務局長の人件費等が増額となるのが主な要因でございます。

同じく19節でございます。民生委員児童委員協議会の増額の要因はでございます。

民生委員・児童委員は、平成25年12月1日に一斉改選が行われました。3年の任期中に1回県外研修がございます。この補助金74万4,800円、これは1名1万5,200円の49名分でございます。それと、バスの借り上げ料22万500円、合計で96万5,000円が増額の要因でございます。

次に125ページでございます。8節報償費の子ども・子育て会議委員報酬、委員の選任はどのようにしますか、また事業計画はとの御質問でございます。

委員の選任につきましては、福祉・保健・教育など子育て支援に関連する方を町長が選任することといたしております。また、事業計画といたしましては、平成26年度の4月に子ども・子育て会議を設置いたしまして、3回の会議を開催し、計画案を取りまとめたいと考えております。

次に127ページでございます。8節報償費の児童発達支援臨床心理士、どこで何回ほど対応しますか、この予算でということでございます。児童発達支援事業を行うむくろじ会館で、年3回を予定してございます。1回8,000円の3回分で2万4,000円、それに交通費を足しまして2万6,000円を計上してございます。

次に3目の児童福祉施設整備費、129ページの児童遊園整備事業費はどこの児童遊園

ですかでございます。児童遊園は町内に12カ所ございます。内海地区につきましては、名切、一色、高野宮、入見、吹越でございます。山海地区につきましては、西村、小野、それから豊浜地区の小佐、東部、半月、富士ヶ根、山田の合計12カ所でございます。

以上が福祉課関係でございます。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、石堂君。

○保健介護課長（石堂登久則君）

山下議員さんの保健介護課関係の質問にお答えさせていただきます。

まず109ページ、在宅福祉事業費の減額要因は何かという御質問でございます。

日常生活に不安のあるひとり暮らし老人や在宅老人が安心して暮らすための福祉事業費でございます。9つ事業がありまして、26年度の予算額が1,556万7,000円で、昨年度と比較して107万1,000円の減額でございます。その主な理由は、篠島の生きがい活動支援センターで25年度は送迎用軽自動車を購入いたしまして、その分が26年度はなくなったことによるものでございます。

次に、111ページの老人保護措置費の減額要因は何かという御質問でございますが、家庭環境や経済的理由で在宅での生活ができない高齢者を養護老人ホームへ入所させる費用が老人保護措置費でございます。192万9,000円減額の655万1,000円になっておりますが、これは老人ホームへ入所させる対象者が1名お亡くなりになりまして、4名から3名になったものでございます。

次に141ページ、1歳6カ月児、3～4カ月児健診で受診しない子供に虐待が多いという指摘がございまして、本町の対応はどうかという御質問でございます。まず出産後の母子の健康状態を確認し、母親の相談に応じることで安心して育児ができるように、出産後には全家庭を保健師が訪問いたします。その後、3～4カ月児健診、1歳6カ月健診がございまして、全員に通知いたします。それで、健診に欠席された母親、子供さんに対しましては、次回の健診日の受診を連絡いたします。なお、未受診の方につきましては、保健師が状況を把握しておりまして、児童虐待等がないよう努めております。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

住民課長、宮地君。

○住民課長（宮地廣二君）

それでは、山下議員の住民課所管の質問について御説明申し上げます。

予算書の117ページ上段の19節負担金、補助及び交付金の不妊治療費助成金の対象者につきましては、助成額を1組当たり5万円とし、10組の夫婦を予定したものであります。また、不妊症と不育症の治療費助成金をあわせての取り組みにつきましては、今のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

環境課長、田中君。

○環境課長（田中章介君）

それでは、山下議員の質問の137ページの関係で、環境保全対策事業費にPM2.5の対策関係はどうなっていますかの関係でございます。

冬季から春季にかけてPM2.5の濃度が高まる可能性がありますので、愛知県は県内を尾張、三河、西三河の3地区に分けて、日平均が1立米当たり70マイクログラムを超過すると予測される場合には、注意喚起情報を発令し、報道機関を通じ県民に周知をいたします。町といたしましては、予算措置はしていませんが、注意喚起情報が発令されたときは、保育所、学校に情報提供をいたします。

続きまして、143ページの知多南部衛生組合分担金の減額の要因は何ですかですが、減額の主なものは、リサイクルプラザ及びし尿処理施設における工事請負費の減によるものでございます。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

学校教育課長、内田君。

○学校教育課長（内田静治君）

それでは、学校教育課関連の御質問の回答をさせていただきます。

まず第1点、191ページでございます。スクールソーシャルワーカー賃金の増額の理由はどうかという御質問でございます。

スクールソーシャルワーカーは、不登校などの問題を抱える児童・生徒に対して、家庭訪問や教育相談などによって学校への復帰の支援を行うことを目的に、今年度より1日4時間、週3時間の勤務条件で雇用しておりますが、業務が多忙であるということから、その対応を充実するために、来年度、1日の勤務時間を1時間ふやし5時間としたための増額となったものでございまして、人員を増員するというわけではございません。

次に193ページでございます。地域に学び・語り継ぐキャリア教育推進事業はどうい

った事業かという御質問でございます。

この事業は、来年度から新たに全額愛知県の県費で委託料で実施されるものでございまして、来年度、大井小学校にて取り組んでいただこうと考えております。

キャリア教育とは、いわゆる人としての生き方を学ぶ教育ということでございまして、小学校の高学年の児童を対象に、地域の方を招いて、講話や体験活動を実施することで、子供たちが働くことや人の生き方について自分たちの考えを深めるとともに、そういったことを下級生に語り継ぐ場を設定することで、より多くの子供たちが将来に夢を持ち、そして今勉強することの意義を認識してもらおうということを目的に取り組ませていただこうという事業でございます。

次に197ページ、小学校の図書管理委託料が増額されているが、その要因はどうか。また、委託料の時給はどうかという御質問でございます。

この事業は、学校図書館の図書の整理整頓を初め、新たな図書の受け入れ・廃棄業務に当たっていただく図書パートさんの人件費に充当していただこうというものでございまして、年間の図書の貸出数の多い小学校の事業費を増額してほしいという町校長会の要望を受けまして、来年度13万円増額をさせていただきました。また、パートさんの時給については、町の臨時職員と同様、800円を予定しております。

次に、197ページの小学校の学校警備委託料が増額されているが、その要因はどうかという御質問をいただきました。

小学校の学校警備委託料は、今年度と比較して1万1,000円の増額となっておりますけれども、これは消費税が8%となることによる増額のみでございまして、内容の変更はございません。

次に199ページ、205ページの小・中学校の図書の購入費でございます。主にどのようなジャンルを購入するのかという御質問をいただきました。

図書の購入費は、各小・中学校に予算を配当させていただきまして、各学校が不足しているジャンルの本を中心に、現場の先生に検討していただいて購入しているのが実態でございます。ただ、基本的な事項といたしまして、総合学習だとか調べ学習、そういったものに必要となる本、そして、何より読書が好きになるような、興味を持っていただくような本を考えて購入していただくよう、学校のほうにお願いをいたしております。

次に199ページ、205ページの関連でございます。小・中学校の要保護及び準要保護の児童・生徒に係る就学援助費が減額になっているが、その理由はどうか。また、あわせ

て生活保護基準の引き下げによる影響はどうかという御質問をいただきました。

小・中学校の就学援助費は、25年度と比較しまして減額となっておりますけれども、これは対象となる保護者、児童・生徒が減少する見込みになったことによるものでございまして、生活保護基準に影響を受けた数字ではございません。

なお、26年度における認定については、現時点ではもちろん申請書が私どもの手元にないものですから、どの程度になるかというのは確定しておりませんが、今年度の認定者について、新しい生活保護基準で試算をしてみました。特に所得基準がボーダーラインになる方について試算をしましたが、これによって認定できなくなるという保護者はいませんでした。

最後に197ページですが、スクールバスの運転委託料が100万円減となっているが、その要因はどうかという御質問をいただきました。

今年度までは、平成21年度の契約時の月額80万足す消費税という額を予算要求してまいりましたが、契約額が業者間の競争入札によりまして減額されてきた現状があるために、26年度は、10万円減額しまして月額70万掛ける消費税に校外学習分26万円を加算した金額で予算化をさせていただいています。よろしくをお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

社会教育課長、石川君。

○社会教育課長（石川芳直君）

それでは、社会教育課関係でございます。

215ページ、民俗資料整備保存事業費56万6,000円について、本町の大切な民俗資料の整理保存が、増額されているとはいえ、これだけの予算でできますかという御質問でございます。

民俗資料の整備保存事業費の増額については、隔年で実施しております民俗資料の薫蒸。薫蒸といいますのは外注の処理とお考えください。業務委託料及び新規で実施する資料館案内パンフレット印刷製本費でございます。民俗資料の整理保存に関しましては、必要最小限の事業費ではありますが、資料の収集及び整理を中心に実施しております。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（榎戸陵友君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

117ページの不妊治療費補助金について、また不育の治療ということはまだ考えていないということですが、これはこれから先、また対象者がいるかどうかということとを調べた上で、予算化できるかどうか、ぜひ考えていただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

125ページの子ども・子育て会議についてですが、選任は町長、会議の内容についてはわからないということですが、内容について、どういったことが子ども・子育て会議に含まれているのかということを知りたいと思いますので、内容をお知らせしていただきたいと思います。

また、137ページの環境保全対策事業費のPM2.5の対策についてですが、やはり愛知県でもまだこの宣伝がおくれて、私たちの目から見ても少しひどくなっているなというふうな気がします。愛知県としても、もう少し情報を早く教えて、また子供たちなんかの登下校のときにも影響することがあると思いますけれども、もし予算化できるような内容であれば、公害対策も含めて予算を計上していただきたいと思います。

以上3点について、再質問いたします。

○議長（榎戸陵友君）

住民課長、宮地君。

○住民課長（宮地廣二君）

今の山下議員の再質問でございますが、不妊症の治療の助成についてでございます。

愛知県内では、今のところ東郷町が23年の5月診療分から始めているということを知っておりますが、そのほかのところでは行っておりません。昨年の10月の福祉医療の係長会議の中では、知多5市5町であります、そういった議題がありましたが、今のところそういった動きはございませんが、実際に不育症治療に当たっている方の把握をしまして、また今後検討していきたいと思っております。以上です。お願いします。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、河合君。

○福祉課長（河合 高君）

福祉課の関係で、子ども・子育て会議関係でございます。

先ほどは、会議を開催して計画案を取りまとめたいと申し上げました。内容につきましては、今後詰めるところもございしますが、これにつきましては国の子ども・子育て支

援新制度の基本指針がございます。これに基づきまして、地域での潜在ニーズ、これはアンケートを行います。現在、アンケートを取りまとめております。潜在ニーズも含めた子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、地域内における新制度の給付事業の需要見込み量、提供体制の確保の内容及び実施時期を盛り込んだ南知多町子ども・子育て支援事業計画としたいと考えております。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

環境課長、田中君。

○環境課長（田中章介君）

それでは、PM2.5の関係につきましましては、一応県のほうでPM2.5の濃度の測定をしておりますので、その結果に基づいて県のほうで注意喚起情報とか、そういうのを出させていただいておりますので、その関係につきましても、県のほうにより細かく出させていただくようには要望はさせていただく予定でおります。それで、町のほうといたしましては、その情報を受けまして、先ほど申し上げましたが、保育所、並びに学校に情報提供をやっていくということでございます。そういう予定でおります。予算化につきましましては、測定機器の購入とか、そういうことは今のところ考えておりません。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

福田君。

○2番（福田千恵子君）

社会福祉協議会補助金の319万増額の理由ですが、今ちょっと私、聞き間違えたら済みませんが、事務局長昇給のためというふうにお聞きしたんですが、間違いはないですか。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、河合君。

○福祉課長（河合 高君）

事務局長が昇給ではございません。昇格、上に上がるという、事務局長に上がる昇格によりましてでございます。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（榎戸陵友君）

2番、福田君。

○2番（福田千恵子君）

昇格に伴い、だから昇給するということですよ。そのための319万が上がるということですか。

○議長（榎戸陵友君）

福祉課長、河合君。

○福祉課長（河合 高君）

そうです。例えば係長から課長に上がるとか、そういう昇格でございます。

○議長（榎戸陵友君）

福田議員、質問は、会議規則第53条の規定により2回までとなっております。

ほかの方の質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第21 議案第20号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第21、議案第20号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第20号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、他の医療保険に加入していない農林水産業者、自営業者及び無職者を中心とした医療保険を目的としたもので、平成26年度の加入世帯数は3,558世帯、

被保険者数は7,669人と想定し、歳入歳出予算総額は29億3,900万円で、前年度の予算と比較いたしまして7,500万円、2.6%の増となっております。増額の主な要因といたしまして、保険給付費、介護納付金などの増によるものでございます。

新年度におきましては、保険給付費や介護保険への納付金など、これらの支出に対応するため、適正な賦課及び収入の確保に努めます。

なお、国民健康保険税につきましては、新年度は保険税の改定を行わず、一般会計からの法定外繰り入れと基金の取り崩しなどで財源の確保を図り、国民健康保険事業の安定的な運営を主眼として予算編成に当たったものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第22 議案第21号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第22、議案第21号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第21号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理

由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で、障害の程度が一定以上の状態にある高齢者を対象とする医療制度でございます。愛知県後期高齢者医療広域連合におきまして後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主に保険料の徴収事務、窓口受け付け事務を行っています。

平成26年度では加入者を3,595人と見込んでおりまして、歳入歳出予算総額は2億3,430万円で、前年度予算と比較し1,730万円、8.0%の増となっております。歳入におきます増額の主な要因としましては、保険料の増によるものでございます。歳出では、保険料等負担金としての後期高齢者医療広域連合納付金が98.6%を占めており、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第23 議案第22号 平成26年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（榎戸陵友君）

日程第23、議案第22号 平成26年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議案第22号 平成26年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険事業は、加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたものでございます。

本年度のサービス受給者は、居宅サービス受給者を741人、居住系サービス受給者46人、施設サービス受給者を214人、合わせて1,001人を見込んでいます。

介護保険料につきましては、3年ごとに見直しを行い、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づき、基準月額を4,400円と設定いたしております。平成26年度の歳入歳出予算総額は、前年度と比較いたしまして1,600万円増の17億6,400万円を計上しています。

歳入の主なものは、介護保険料3億806万5,000円、国庫支出金4億3,042万4,000円、支払基金交付金4億9,143万7,000円、県支出金2億5,206万5,000円及び繰入金2億7,475万4,000円であります。一方、歳出におきましては、保険給付費が16億8,796万9,000円で、歳出全体の95.7%を占めています。また、このほか地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が4,221万3,000円、総務費が2,962万5,000円となっております。高齢者が自立した日常生活を営むことができますよう、介護サービス費の給付と介護保険財政の健全な運営を目指し、予算編成に当たったものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第24 議案第23号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

##### ○議長（榎戸陵友君）

日程第24、議案第23号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

##### ○町長（石黒和彦君）

議案第23号 平成26年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした会計で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

本年度の歳入歳出予算総額は9,850万円で、前年度予算額より450万円、4.8%の増であります。

予算の主な内容は、歳出におきましては、日間賀島浄化センター及び中継ポンプなどの施設管理費4,077万5,000円、処理場等設備改良工事などの事業費2,927万8,000円、公債費2,471万2,000円であります。これらを賄う主な財源としまして、使用料及び手数料3,275万5,000円、県支出金1,625万円、繰入金3,775万9,000円、町債1,150万円を計上いたしております。本年度も日間賀島浄化センターなどの施設の適正な維持管理を行い、快適で衛生的な生活環境の確保及び海域の水質保全に資するため、円滑な管理運営を目指すものであります。

以上で、漁業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

##### ○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第25 議案第24号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

##### ○議長（榎戸陵友君）

日程第25、議案第24号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

##### ○町長（石黒和彦君）

議案第24号 平成26年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

師崎港駐車場については、地域住民や観光客のための駐車場を確保し、地域振興を図るため、平成16年度に整備を行い、平成17年4月から供用開始し、施設の維持管理及び運営を行っているところであります。

本年度の予算総額は9,390万円で、歳出の主な内容は、駐車場管理委託料、管理システム取りかえ工事などの施設管理費5,836万3,000円、公債費2,039万円となっております。これらを賄う主な財源としましては、駐車場使用料9,271万2,000円を計上しております。

以上で、師崎港駐車場事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

##### ○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第26 議案第25号 平成26年度南知多町水道事業会計予算

##### ○議長（榎戸陵友君）

日程第26、議案第25号 平成26年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

##### ○町長（石黒和彦君）

議案第25号 平成26年度南知多町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、水道事業の運営に取り組んでいるところであります。また、施設の耐震化を図り、非常時の水の確保に努めます。

本町の水需要は、人口の減少等によりまして減少傾向が続いており、平成26年度におきましてもこの減少傾向が続くものと見込まれております。

予算規模は、収益的収支額と資本的支出額の合計額11億8,398万5,000円で、前年度予算額に比較いたしまして1億5,657万円、15.2%増となるものでございます。

予算の内容といたしましては、収益的収支におきまして、収入額8億3,155万7,000円に対しまして支出額7億3,990万5,000円で、差し引き9,165万2,000円を計上いたしております。また、資本的収支におきましては、収入額2億8,865万4,000円に対しまして、支出額4億4,408万円で、その収支差引不足額1億5,542万6,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

平成26年度の主な施設整備事業としましては、日間賀島配水池築造工事、豊丘天神橋水管橋改修工事及び豊丘歩道設置工事に伴います配水管布設がえ工事などを実施するこ

といたしております。

以上で、水道事業会計予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第27 請願第1号 新聞の軽減税率に関する請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第27、請願第1号 新聞の軽減税率に関する請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

9番、松本保君。

○9番（松本 保君）

請願第1号 新聞の軽減税率に関する請願。

紹介議員、松本保初め3名であります。本日は代表として私が紹介させていただきます。

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字内海字東浜田13-1、知多郡新聞販売店会代表、梅田裕司でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

私たち新聞販売店は「国民の知的基盤としての新聞を毎日お届けすることで、国力の維持に貢献している」という誇りを持って日々の仕事に取り組んでいます。新聞の個別

宅配制度を維持することで、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが私たちの使命と考えます。政府は、景気回復に向けて積極的な施策を展開中ですが、国民の所得が順調にふえる保証はありません。

ことし4月の消費税増税によって各家庭の経済的負担が増し、民主主義を支える基盤である新聞の購読を中止する家庭がふえることを私たちは懸念します。国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来は危ういものになるでしょう。

特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会の不安定を招きます。また、私たち新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われるおそれもあります。

政府は、「消費税増税に例外はつくりたくない」と考えているようですが、多くの国では品目別の複数税率が導入されています。そして、民主主義という観点で、先進各国ではかねて新聞・書籍等に軽減税率を適用しています。政府には「複数税率の導入」「新聞への軽減税率適用」を実現していただきたいと強く願います。

請願事項。

消費税増税に当たり、「複数税率の導入」「新聞への軽減税率適用」について、貴議会から政府に意見書を提出していただきたくお願いいたします。

以上、よろしく願いをいたします。

**○議長（榎戸陵友君）**

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、総務建設委員会に付託いたします。

---

**○議長（榎戸陵友君）**

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

〔 散会 12時01分 〕

